

舞多聞西3丁目てらいけ地区緑地協定運営委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、舞多聞西3丁目てらいけ地区緑地協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、緑地協定運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び議決の方法並びに委員会に関する必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会の会員は、協定区域内の土地所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者、居住者の別図の1区画につき1名をもって会員とする。ただし、大和ハウス工業は除くものとする。

2 委員会は、会員名簿を作成しなければならない。

(総会)

第3条 総会は委員会の最高決議機関であつて、年1回開催する。また、必要と認められるときに、臨時総会を開催するものとする。

(総会の議決・承認)

第4条 次の各号に掲げる内容については、総会の議決または承認によらなければならない。この場合、会員の2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、その過半数をもって決する。

- ① 役員の選任
- ② 委員会の規約の変更に関する事
- ③ 運営報告及び収支報告に関する事

(委員会の組織)

第5条 委員会は、会員の互選(原則として輪番制)により選出された次の役員で構成する。
但し年齢が70歳以上の方については辞退可能とする。

- 委員長 1名
- 副委員長 1名
- 会計 1名
- 委員 2名

2 任期は1年とし、再選を妨げない。

3 委員は、各1名がそれぞれ副委員長・会計を補佐し、副委員長・会計が欠けたとき、または事故があるときは、これを代理するものとし、2名は委員会の財産や業務執行を監査する監事役とする。

(委員会の業務)

第6条 委員会は協定の運営に関する次の事項を処理する。

- ① 協定第7条から第14条にかかる事項
- ② てらいけ樹木台帳の管理
- ③ 緑地協定協議書の管理
- ④ その他協定の運営に関する事

(議決事項)

第7条 委員会の議決事項は、次のとおりとする。

- ① 協定により委員会に委託された事項
- ② 緑地協定第7条（4）に定める「てらいけ樹木保全の手引き」の改訂に関する事項
- ③ 協定の運営につき行政官庁から委員会に諮問された事項
- ④ その他、会員が申し出た事項で委員会が必要を認めたもの

（専門的知識の活用）

第8条 委員会は、専門的な知識を有する者に対し、委員会の業務執行に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

（議決の方法）

第9条 委員会は、必要に応じて委員長がこれを召集する。

- 2 委員長は、役員又は会員の2名以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会は、役員の過半数が出席（委任状を含む。以下「出席役員」という。）しなければ委員会において議事を議決できない。
- 4 議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（利害関係者）

第10条 議案について直接の利害を有する役員は、その議決に加わることができない。

- 2 利害関係を有する役員、あるいは会員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

（意見の聴取）

第11条 委員会は、必要ある場合、関係人を委員会に出席させその意見を聴くことができる。

（議事録の作成）

第12条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長がこれに署名押印しなければならない。

（費用）

第13条 委員会は、委員会の運営に要する費用は、会員より年額500円とし

- 10年分5000円を徴収することとする。
- 2 徴収は、令和5年より10年に1回会計がこれを行う。徴収は4月末日とする。
- 3 委員会は、会計帳簿を作成しなければならない。

（会計年度）

第14条 毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

（会員名簿等の保管と閲覧）

第15条 委員長は、会員名簿、議事録、会計帳簿を保管し、会員の請求があったときはこれを閲覧させなければならない。また、利害関係人の請求があったときはこれを閲覧させることができる。

（規約改正）

第16条 この規約を改正又は廃止しようとするときは、委員会の出席役員の4分の3以上の決議により、この規約の改定(案)を作成し総会に諮らなければならない。

(個人情報の管理)

第17条 委員会の所有する会員に関わる個人情報については、十分な管理を行わなければならない。

(第三者による調停)

第18条 委員会と会員等との間で紛争となった場合は、第三者を調停人にたて、解決を図るものとする。

(雑則)

第19条 この規約に定めるものの他、必要な事項については、別途委員会で定めることができる。

(付則)

- 1 この規約は、令和5年4月7日より施行する。
- 2 運営費支払開始月は令和5年4月7日からとする。
- 3 協定に途中加入した場合の会費については年割り計算にて会費を徴収することとする。また売却等により協定を退会した場合の会費については年割り精算を行う。

別図

